



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*58 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) 1

○ 告示

1124 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課) 2

1125 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 3

1126 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (") 5

1127 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 8

1128 地方卸売市場の認定 (食品流通課) 8

1129 保安林の指定の解除 (森林整備課) 8

1130 " (") 9

1131 " (") 9

1132 " (") 9

1133 保安林の指定施業要件変更予定 (") 9

1134 保安林の指定施業要件の変更 (") 10

1135 " (") 10

1136 " (") 11

1137 土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課) 11

1138 港湾施設の公示 (港湾空港振興課) 13

1139 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱 (平成20年和歌山県告示第1261号) の一部改正 (総務事務集中課) 14

○ 監査公表

監査公表第20号 14

規 則

和歌山県規則第58号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2(第13条関係)					別表第2(第13条関係)				
区分	級	港湾名	施設名	場所	区分	級	港湾名	施設名	場所

略	略				略	略			
浮棧橋方式以外の方式によるもの	1級	和歌山下津港	略		和歌山市材木丁地先	和歌山市材木丁地先	略		和歌山市材木丁地先
			材木丁小型船舶係留施設	和歌山市材木丁地先			材木丁小型船舶係留施設	和歌山市材木丁地先	
			有田小型船舶係留施設	有田市港町地先			有田小型船舶係留施設	有田市港町地先	
略	略				略	略			

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1124号

令和2年度和歌山県第四期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和2年度和歌山県第四期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年6月18日
- 落札者の氏名及び住所
NTT西日本・NTTファイナンス・FNETS第四期統合利用・セキュリティ基盤に係るコンソーシアム
（代表者）西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
（構成員）NTTファイナンス株式会社
東京都港区港南一丁目2番70号
（構成員）富士通ネットワークソリューションズ株式会社
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 落札金額
1,322,200,000円（うち消費税及び地方消費税の額120,200,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年5月8日

和歌山県告示第1125号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県有田市箕島743
氏名又は名称 有田食品株式会社 代表取締役社長 永井大善
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県有田市箕島743
名称 有田食品株式会社
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和2年8月28日から同年9月17日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市市民福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第18号の2ハ洗浄施設	1	約600枚/時間	許可後	約6時間	通常	10	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	20	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号ハ湯煮施設	1	1,000L	許可後	約4時間	通常	7	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	10	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号ハ	3	1,500	許可後	約2時	通常	31	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0

湯煮施設		L		間	最大	45	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	1	600L	許可後	約4時間	通常	4	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	6	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号ハ湯煮施設	2	1,200L	許可後	約2時間	通常	8	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	12	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	4	約500L	許可後	約4時間	通常	14	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	19	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	1	約200kg/時間	許可後	約6時間	通常	1	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	6	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	1	約200kg/時間	許可後	約6時間	通常	1	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	6	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	1	1,800L	許可後	約4時間	通常	12	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	18	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	2	250L	許可後	約4時間	通常	3.5	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	5	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2ハ洗浄施設	1	洗米約50kg/時間 炊飯約120kg/時間	許可後	約7時間	通常	0.5	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	1	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	
排水処理施設	鋼板製+コンクリート製	W8.0×L20.5×H6.0	200	接触ばっ気処理、凝集加圧浮上	許可後	通常	処理前	123	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	1,000
							処理後	123	5.8-8.6	100	40	20	5.0	0.6	0.5未満	40
						最大	処理前	198	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	300,000
							処理後	198	5.8-8.6	120	50	150	20.0	2.4	30	200

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
排水口No. 1	通常	193	5.8-8.6	64	25	13	3.2	0.4	0.5未満	30
	最大	298	5.8-8.6	80	33	100	13.3	1.6	20	130

和歌山県告示第1126号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県有田市箕島743
氏名又は名称 有田食品株式会社 代表取締役社長 永井大善
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県有田市箕島743
名称 有田食品株式会社
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排水水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和2年8月28日から同年9月17日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び有田市市民福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
第18号の2ハ洗浄施設	1	約600枚/時間	許可後	約6時間	通常	10	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	20	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号ハ湯煮施設	1	250L	既設	約6時間	通常	1	6.8-7.2	0	0	0	0	0	0	0
					最大	2	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号ハ湯煮施設	1	1,000L	既設	約4時間	通常	7	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	10	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号ハ湯煮施設	1	1,000L	許可後	約4時間	通常	7	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	10	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号ハ湯煮施設	3	1,500L	許可後	約2時間	通常	31	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	45	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	1	600L	許可後	約4時間	通常	4	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	6	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第2号ハ	2	1,200	許可後	約2時	通常	8	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0

湯煮施設		L		間	最大	12	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	4	約500L	許可後	約4時間	通常	14	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	19	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	1	約200kg/時間	許可後	約6時間	通常	1	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	6	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	1	約200kg/時間	許可後	約6時間	通常	1	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	6	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	1	1,800L	許可後	約4時間	通常	12	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	18	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2口湯煮施設	2	250L	許可後	約4時間	通常	3.5	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	5	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100
第18号の2ハ洗淨施設	1	洗米約50kg/時間 炊飯約120kg/時間	許可後	約7時間	通常	0.5	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	0
					最大	1	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	100

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	
						通	処理前	123	5.0-8.6	1,000	250	800	100	30	250	1,000

排水処理施設	鋼板製+コンクリート製	W8.0 L20.5 H6.0	200	接触ばっ気処理、凝集加圧浮上	許可後	常	処理後	123	5.8-8.6	100	40	20	5.0	0.6	0.5未満	40
						最大	処理前	198	5.0-8.6	1,200	250	800	200	60	300	300,000
						最大	処理後	198	5.8-8.6	120	50	150	20.0	2.4	30	200

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm³)
排水口No. 1	通常	193	5.8-8.6	64	25	13	3.2	0.4	0.5未満	30
	最大	298	5.8-8.6	80	33	100	13.3	1.6	20	130

和歌山県告示第1127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社GET	大阪府岸和田市春木若松町1-28	医療機関の所在地	和歌山市古屋97-1	大阪府岸和田市春木若松町1-28	令和2.6.1

和歌山県告示第1128号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 開設者の名称及び住所
 - (1) 名称 新宮丸紀協同組合
 - (2) 住所 新宮市徐福二丁目1番27号
- 2 地方卸売市場の名称

地方卸売市場新宮丸紀協同組合
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - (1) 位置 新宮市徐福二丁目1番27号
 - (2) 取扱品目 青果物及び花き
- 4 認定年月日

令和2年8月18日

和歌山県告示第1129号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字針原1306の2、1306の3、1313の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1130号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字弥権田394の1から394の3まで、字笠松396
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1131号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字原日浦字赤松334（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1132号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市龍神村小家字オノ谷1063の5から1063の11まで、1063の13から1063の19まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1133号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1134号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1135号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1136号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1137号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 海南市
- 2 事業の種類 海南市地域振興施設整備工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 和歌山県海南市下津町小南字中通り地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、和歌山県海南市下津町小南字中通り地内の面積2,475㎡の区域（以下「本件区域」という。）を起業地とする「海南市地域振興施設整備工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、海南市及び国土交通省が整備する道の駅のうち、地元特産の農水産物や当該農水産物を使用した料理の提供等のための物産施設及び飲食施設に加え、子育て支援施設と集中備蓄倉庫を備えた地域振興施設を海南市が整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である海南市は、普通地方公共団体であり、その一般会計により、すでに財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

海南市は、和歌山県の北西部に位置する市域面積約101km²、人口50,030人の市であり、四季を通して温暖な気候に恵まれていることから、南部ではみかんやびわ、東部では桃の栽培が盛んで、沿岸部ではシラスやアジアカエビなどの海産物が名産となっている。また、京の都から熊野へと続く熊野古道、紀州徳川家の菩提寺である国宝の長保寺、お菓子・みかんの発祥の地といわれる橘本神社及び紀州漆器のまち黒江などの歴史的・文化的資源が点在していることから、これらを活かした観光振興を進めるとともに、木箱に入れたみかんを木造土壁の蔵に貯蔵して熟成させた「蔵出しみかん」をはじめとする農水産品の全国に向けたPRによる販路開拓や下津町塩津地区でのカキの養殖による新たな町おこしにも取り組んでいる。

しかしながら、近年、農水産業の従事者の高齢化や担い手不足により、農業においては耕作放棄地の増加、水産業においては漁獲量の減少が深刻な問題となっており、農水産業の維持が困難な状況にある。

また、本市を縦断する一般国道42号のバイパスとなる一般国道42号有田海南道路の整備が国土交通省によって進められており、この道路が完成すると、一般国道42号冷水地内の1日当たりの交通量は、25,219台（平成27年実績値）から13,200台（令和12年推計値）までに半減すると予想されており、これに伴って、旧海草郡下津町（以下「下津町」という。）及び旧海南市南部に立ち寄る機会が減り、ひいては海南市を訪れる観光客数の減少に伴う地域産業への悪影響が懸念される。

さらに、核家族化や地域住民のつながりの希薄化による子育て中の親の不安や孤独感の増幅に加え、土砂災害警戒区域内に位置する下津町の集中備蓄倉庫は災害時に被災するリスクが高い状況にあることから、災害時の物資供給に支障を来す可能性があるといった課題も抱えている。

本件事業の完成により、物産施設と飲食施設では農水産業の従事者の販路拡大や地元農水産物のPRによって、農水産業の従事者の所得向上に貢献することから、担い手不足が深刻な問題となっている農水産業の衰退に歯止めをかける効果を生み、子育て支援施設では親子が自由に利用できる交流の場の提供、専門家による子育て相談の実施及び親子体操や絵本の読み聞かせなどの育児講座の開催を通して、子育て中の親が抱えている不安や孤独感の解消につながる効果が見込まれる。また、集中備蓄倉庫が安全で利便性の高い地域に整備されることで、災害時に今まで以上の効率的な物資供給を行うことができるようになり、下津町の防災機能が向上する。さらに、地域振興施設による誘客のみならず、本件区域に隣接する広場での農水産物を販売する朝市、紀州漆器の蒔絵体験、お菓子の家づくり等のイベントの開催による相乗効果でさらなる誘客につなげ、国土交通省が整備する情報提供施設における海南市の観光情報の発信によって、道の駅が海南市の観光や産業の活性化に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が周辺の環境に与える影響について検討した結果、施設から排出される汚水については浄化槽を設置して適切に処理することとしており、環境基準に適合すると予測されている。さらに、工事实施に当たっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型の建設機械を使用し、周辺の生活環境に配慮して施工することとしている。

また、起業者の行った調査によると、本件区域内及びその周辺には、保護のため特別の措置を講ずべき希少な動植物の存在は確認されていないことから、これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度については、影響はないと予測される。

このほか、本件区域内には文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び和歌山県文化財保護条例（昭和30年和歌山県条例第40号）の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、今後、現地において埋蔵文化財等が確認された場合は、海南市教育委員会との調整を図り、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業により建設される地域振興施設は、施設が担う役割や利用人数を考慮して設計されたものであり、本件事業の事業計画は、沿道休憩施設等の定める規格に適合していると認められる。

本件事業の起業地については、道の駅全体で相乗効果を生み出すことを目的としていることから、起業地の選定に関しては、地域振興施設だけでなく道の駅全体で比較しており、下津町において一般国道42号に接面し、利用者にとって利便性が良く、経済的合理性に配慮した申請案他2案が検討されている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は工事施工性で最も劣るものの、交通の利便性は3案中最も優れており、さらに事業費は最も廉価となっていることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、海南市においては農水産業の維持が困難である状況や観光客の減少により地域産業への悪影響が懸念されることから、できるだけ早期に観光と農水産業が連携して地域産業の活性化を促す必要があり、また、子育て中の親が抱えている不安や孤独感の解消や近い将来発生する可能性が高いと言われている南海トラフ地震に対する防災機能向上についても、安心・安全のまちづくりとして喫緊に取り組む必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20号各号の要件を全て充足すると判断される。

4 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

海南市役所 産業振興課

和歌山県告示第1138号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位置	種類	数量及び能力
和歌山下津港	有田小型船舶係留施設	有田市港町字西ノ濱 845番46及び845番48 地先	小型船舶係留施設	延長196.4メートル 水深2.0メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課に備え付ける。

和歌山県告示第1139号

和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 役務の提供等の契約に係る業務種目一覧表		別表（第2条関係） 役務の提供等の契約に係る業務種目一覧表	
業務種目		業務種目	
大分類	小分類	大分類	小分類
略		略	
6 情報処理	略	6 情報処理	略
	4 クラウド等サービス		4 情報処理サービス
	略		略

附 則

（施行期日）

- この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- この告示による改正後の和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱は、令和3年1月1日以降に行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続について適用し、その前日までにを行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続については、なお従前の例による。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

令和2年5月8日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月28日

和歌山県監査委員 保田 栄 一
和歌山県監査委員 河野 ゆ う

- 1 包括外部監査の特定事件
県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理の状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果(指摘・意見)	措置の内容
<p>4 監査の結果及び意見</p> <p>4.2 法人県民税 電子申告の利用推進について 【意見① P31】 電子申告(eLTAX)の利用件数の推移は次のとおりである。(次のとおり 略) 書面申告の場合は、申告書の記載内容をパンチ入力し、正確性をチェックした上で調定データに落とし込むため、電子申告利用の場合に比べ、工数とコストが多くかかっている。電子申告の利用件数は75%程度にまで上がってきているが、事務負担軽減の点からも、県としてさらにその推進につき普及活動を強化すべきと考える。</p> <p>4.6 個人事業税 県税トータルシステムの有効活用について 【意見② P36】 現在、和歌山県において使用している県税トータルシステムは、個人事業税の賦課業務においては、国税(所得税)の申告データとの自動連携及び税額の自動計算のみの活用にとどまっており、過去の課税実績の確認や不動産貸付業及び駐車場業における事業規模の判定等については、職員がすべて手書きの判定表を使用して実施しており、税額計算についても職員がいったん手計算にて算出し、システムの計算結果との一致を別途確認している。 定期課税の時期は、各職員が処理すべき件数も膨大であり、かつ手作業による業務負荷が大きいことから、システムの有効活用、必要に応じて機能付加等することによる業務の効率化を検討すべきであると考える。 不動産貸付業及び駐車場業の事業規模の判定基準の周知について 【意見③ P36】 不動産貸付業及び駐車場業においては、課税対象となる事業規模が明確に定められているが、現状の県の周知方法としては、個人事業主が個人事業開始申請書を提出する際や納税通知書を発送する際に「個人事業税のあらまし」という書面を渡しているのみで、県のホームページ等での継続的な開示は実施していない。 特に不動産貸付業については、業種全体に占める割合も大きく、事業規模の判定基準が複雑であることから、適切な課税賦課の観点からも、個人事業主への判定基準の継続的な周知徹底について検討すべきであると考え。</p> <p>4.8 不動産取得税 不動産取得税調査業務の効率化について 【意見④ P44】 承継取得の場合の不動産取得税の調定にかかわる基礎情報は、法務局に赴いて不動産取得税課税台帳兼調査/入力票(承継分)に記入し、その記録を県税事務所に持ち帰っている状況にあるが、現状は非</p>	<p>電子申告(eLTAX)の利用状況については、全国の利用率(約70%)より高いものの、今後、更なる利用推進の取組として、令和2年3月から電子申告未利用法人に対し、電子申告利用案内を送付することにより普及を図ることとした。 また、電子申告利用手続等を周知するため、県HP内に、電子申告・電子納税に関する専用ページを掲載することとした。</p> <p>課税手続において使用する判定表について、納税者毎のデータを判定表へ自動出力できるようシステムを改修することにより、システムの有効活用・業務の効率化を図ることとした。</p> <p>県HPに事業規模の基準を掲載するとともに、引き続き納税者への貸付不動産の内容照会や実地調査等の機会を捉えて周知を行うこととした。</p> <p>法務局調査について、業務の効率化を図るため、モバイル端末の活用を検討する。</p>

常に手間のかかる実務になっている。

セキュリティ面に配慮した上で、モバイルPCやiPad等の端末機を導入し、その場で入力し、課税台帳入力システムのデータベースに吸い上げる仕組みを作れば工数削減につながるものと考え。また、直接PC等に入力した結果と調査において入手した情報や公図とを照合すれば、正確性を担保できるものと考え。

市町村からの固定資産税の評点数データの受入れについて

【意見⑤ P47】

紀南県税事務所において、原始課税における不動産取得税を算定するために市町村から家屋の評点数の通知を受けており、田辺市からは書面、その他の市町村からは書面と併せてExcelファイルとなっている。現状は、Excelファイルを手入しているものの、県の課税台帳入力システムに手作業で各項目を入力し、元のExcelファイルと照合入力チェックしている。

入手したExcelデータを県の課税台帳入力システムへ直接取り込む仕組みを作れば、入力・照合という工数削減につながるものと考え。また、正確性も担保することができるものと考え。

不動産取得に関する申告について

【意見⑥ P47】

現状は本人からの取得に関する申告はなくとも課税計算や住宅特例控除の適用が滞りなく行える体制になっている。しかしながら軽減措置の適用についてはあくまでも本人からの申告が前提となる事項である。

課税実務上の配慮は理解できるが、自己申告についてさらに周知徹底をはかる必要があると考える。

不動産取得税の課税誤りについて

【指摘① P47】

紀南県税事務所において、不動産取得税の課税誤りがあった。

概要:

- ①税目 不動産取得税(平成29年中に田辺市内で新增築された家屋に対する課税)
- ②課税時期 平成30年8月
- ③件数 88件
 - 過大であったもの・・・43件 2,312,200円
(※最大の額577,200円、最小の額1,800円)
 - 過小であったもの・・・45件 95,400円
(※最大の額7,800円、最小の額100円)

田辺市から送られる固定資産(家屋)のデータが補正率を掛けた後の評価額になっていたところ、さらに県において補正率を掛け合わせて補正額を計上したため2重で補正したこととなり、過誤が生じた。補正率が0.99又は1.10のため、過大徴収43件・過少徴収45件が生じたものである。

田辺市のみが他市町村と異なることは担当者として当然に理解しておくべきことである。

今後、このようなことのないよう、複数の職員によるチェックや事務処理体制の整備に特に留意の上、事務の適正な実施を徹底し、厳正な執行に努められたい。

家屋の評点数データをExcelファイルから課税台帳入力システムへ直接取り込み、課税台帳を自動出力できるようなシステムを改修することにより、システムの有効活用・業務の効率化を図ることとした。

これまで、不動産関連団体を通じて、各所属会員へ啓発チラシを配付していたが、新たに市町村に対する依頼文書を出し、固定資産税に係る家屋評価事務等の際に、不動産を取得した者に対して、申告書提出の案内を周知徹底することとした。

今回の件を踏まえ、不動産取得税の課税に当たり、どのような点に注意を払い、どのような手順で処理を進めなければならないかなどを具体的に記載した「作業マニュアル」や、税額計算の際に必要な確認項目を記載した「チェックリスト」を作成し、各県税事務所内での「作業手順の明確化」、「見える化」を図ることとした。

併せて、「決裁時等におけるチェック機能の充実」、「適正な事務処理の再確認」、「事務処理誤りの未然防止」の取組を徹底し再発防止を図るため、各県税事務所に通知を行った。

また、この取組の一環として、県税事務所の各課ごとに、業務の適正化推進員を設置し、各所属内でヒヤリハット事例の収集や再発防止策の検討、情報共有等を通して事務処理誤りの未然防止を図ることとした。

4.15 ゴルフ場利用税

4.16 軽油引取税

報償金制度について

【意見⑦ P56】

和歌山県では、軽油引取税及びゴルフ場利用税について、特別徴収義務者に対し報償金を交付する制度を設けている。業務プロセスとしては、和歌山県は毎年4月から翌年3月までについて各納税義務者からの1年間の申告書の提出を確認した後、6月に各特別徴収義務者の報償金を算定、7月に各特別徴収義務者に交付決定通知書を送付、そして8月に報償金を交付している。

交付金額は、軽油引取税については、算定期間中の全月分について期限までに全額納入されている場合は、申告納入期限までに納入した税額の2.5%、それ以外の場合は、1.3%の交付率を乗じて算定した金額を交付している。ゴルフ場利用税については、算定期間中の全月分について期限までに全額納入された場合のみ、申告納入期限までに納入した税額に1.5%の交付率を乗じて算定した金額を交付している。

しかしながら、軽油引取税については、申告書の内容に誤りがあった場合や月次で申告書を提出していない場合にも、交付率は低下するものの交付（本来の申告納入期限までに納入された部分に限る。）される内容の要領となっている。

なお、報償金の交付額は、平成29年度143,775千円、平成30年度137,463千円、令和元年度145,217千円に上る。

報償金制度は軽油引取税・ゴルフ場利用税の特別徴収が一般的な特別徴収義務と異なる特別の事情があることに鑑み、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助する趣旨で交付するものであるとの特殊性から、その交付については理解を得られるものと考えられるが、未申告や申告内容に重大な誤りがあった場合にも交付される内容となっていることから、他府県の報償金制度の状況についても情報交換等実施したうえで、交付の対象を検討をしていくべきと考える。

また、故意により制度を悪用した者に対しては過年度に遡り報償金の交付を差し止める旨の規定を設けることも検討されたい。

4.16 軽油引取税

軽油引取税申告指導について

【意見⑧ P57】

軽油引取税では、軽油の流通ルートに対し元売業者、特約業者がどのように関与するかによって、納税地、納税義務者が決定されることとなる。そのため、県税事務所で軽油の流通ルート、納税地、納税義務者に間違いが無いかについて確認することが重要となる。

和歌山県では、納税義務者から提出された申告書により、軽油の流通ルートを確認し、納税地、納税義務者が間違いがないかを確認し、申告書を受理している。

申告書を通査したところ、流通ルートが記載されていないもの、また、特約業者等の区分が誤ったまま受理しているケースが散見された。

軽油引取税は納税地、納税義務者の判断が特に難しいことから、誤りが発生しないように留意する必要がある。誤りを防止するという観点から、

申告義務違反について重加算金や不申告加算金が課せられるような者に対しては、報償金交付の対象としないよう、交付要領の見直しを行うこととした。

また、犯則（脱税）事件における処分（告発や通告処分）を受けた者に対しては、その犯則に係る期間の申告納入額について交付した報償金額の返還を求めることとする見直しを行うこととした。

申告書様式ごとの記載例を示した手引書を作成し、令和元年度分申告から活用できるよう県内特別徴収義務者へ配付することにより、軽油引取税の適正申告の推進を図った。

また、申告書受付時の確認作業についても厳正に行うことを徹底するとともに、実地検査の際にも適正な申告について指導を徹底することとした。

納税義務者に対し、書類の作成方法を指導し、正確に記載されたものを入手する必要がある。

4.18 滞納税金の管理

税務手当の支給事務について

【指摘② P68】

税務手当は、職員の特殊勤務手当に関する条例第5条によると、「県税の納入又は納税の義務を負う者」と直接接する場合等に支給されることとなっている。

また、税務課長通知(平成23年8月1日付け税第327号)で、県税の納入又は納税の義務を負う者とは「納税義務者を含めた地方税法等の税務関係法令上の質問検査権の対象者」とその範囲を定めている。

平成30年度の特務勤務実績簿を抜取りにより確認したところ、質問検査権が及ぶ範囲なのか、判別しにくい事例が見受けられた。

しかし、本通知では、例えば近隣住民対象の調査等が含まれているか、といった詳細な基準は示されていない。

また、1日に納税義務者等2名以上と接しても1回の従事として記載している事例が見受けられたが、これでは滞納者と接した時間を正確に把握することはできない。

今後は、より詳細な基準を明確に示すとともに、折衝相手、折衝内容、時間等について実績簿に正確に記載することを徹底すべきであり、必要に応じて必要書類の添付を行い、手当の対象となるかどうかの確認についても厳正に行うべきである。

税務手当の支給要件の見直しについて

【意見⑨ P68】

滞納者と接し納付の交渉を行う業務であるため、税務手当が支給されることについては理解できる。

しかし、現状の税務手当支給要件では、月額の手当額が規定されており、従事日数に応じ、月額にそれぞれの割合を乗じて得た額が支給されている。その結果、月1回限りの従事であり、かつ、30分の従事であっても4,000円の手当が支給されることとなる。例え下限の支給額といえども、現状では県民感覚からすれば非常に高額なものと捉えられかねない。

県民の理解を得るため、従事日数や時間を基準とした業務実績に応じた支給要件に変更することを検討されたい。

4.19 デジタル化の取組

デジタル化の推進について

【意見⑩ P72】

デジタル化の推進については、業務全体の中でどの業務にどれだけの工数がかかっているかの全体マップを策定した上で、工数削減効果の大きい業務について難易度や阻害要因等の検討も含め、デジタル化の可否を検討していくべきものと考えられる。和歌山県には、4つの県税事務所があり、同種反復型の業務が日常的に行われている。現場の声を聞くことは勿論大事であり、現場業務のスムーズな処理環境の確保は重要であるが、一方で従前から当然の業務と思われてきた工数のかかる業務を洗い出し、業務工数の全体マップに基づいてRPA

税務手当の支給基準を明確にするため、質問検査権が及ぶ者の範囲を具体的に示すとともに、特殊勤務手当実績簿への正確な記載方法について文書を発出し、税務手当の対象となるかの確認についても厳正に行うこととした。

税務手当について、今後、従事日数を基準とした業務実績に応じた支給要件に変更することを検討する。

業務の全体マップを作成し、工数削減効果の大きい業務について、RPAやAI-OCRの導入や既存システム改修等の適用可否の検討を行う。

適用の可能性を研究する活動が必要と考える。

次に、eLTAXによる電子申告ではなく書面により提出された申告書等については、現状は申告書等の記載内容を手入力し、入力内容を提出書面と照合するという手間をかけている。AI(人工知能)は画像など構造化されていないデータの構造化処理を得意としており、書面データの読み込みに適用できるものと考えられる。現状は人間の眼で入力結果を最終チェックしている状況にあるため、AIが画像処理した結果についても容易に修正が可能と考えられるため、正確性を損なうリスクは低いものと考えられる。このような手間のかかる業務について、将来を見通したうえでAIの導入を検討されたい。さらに、RPA、AI等急速な勢いで発展しているデジタル技術の活用その他、既存の各種システムの機能向上等様々なデジタル化の取組についても検討を行い、導入を進め、従来からの効果的な賦課徴収体制の継続を確保しながら、より少ない職員で効率的に業務を行えるよう改善を図っていくべきである。